積立定期預金(4) こども積立

1 . 商 品 名	こども積立
2.販売対象	個人のみ
3.期間	定めなし
4.預入方法 (1)預入方法	分割預入 ただし、本人名義の普通預金等からの自動振替による積立が必須です。
(2)預入金額	1口1円以上(1,000万円未満)なお、新規預入の場合は、100円以上 ただし、普通預金等から自動振替による積立は1回5,000円以上1,000万円未満 (増額分は1回5,000円以上1,000万円未満)
(3)預入単位	1円単位 ただし、普通預金等から自動振替による積立は1,000円単位
5.払戻方法	各々の定期預金(スーパー定期)について、それぞれ満期日以後に一括して払い戻し ます。
6.利息	
(1)適用金利	各々の定期預金(スーパー定期3年<複利型>)について、それぞれ預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 金利については窓口でお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。
(2)利払頻度	各々の定期預金のそれぞれ満期日以後に一括して支払います。
(3)計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7 . 手 数 料	なし
8.付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。 ・通帳表紙に預金者名義(ご家族)のほかお子さまの名前を記載します。
9.中途解約時の 取扱い	満期日前に解約する場合は、各々の定期預金の中途解約利率により計算した利息とと もに払い戻します。
10.その他参考と	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算しま
なる事項	す。 ・総合口座の担保にはできません。 ・利息については、20%の分離課税となります。 ・平成25年1月1日より復興特別所得税(0.315%)が追加で課税されます。 ・預金保険の対象となります。 ・定期預金の取扱いについては、該当の商品概要説明書をご覧ください。
11.当行が契約し	一般社団法人全国銀行協会
ている指定紛	連絡先 全国銀行協会相談室
争解決機関	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成29年8月8日現在)